

南部下水終末処理場消化ガス発電事業
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月

函館市企業局

南部下水終末処理場消化ガス発電事業 に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市企業局（以下「企業局」という。）が実施する南部下水終末処理場消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）において、企業局の仕様にに基づき適切に事業を遂行できる能力を有する民間事業者の中から、消化ガス発電事業者（以下「事業者」という。）を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。プロポーザルに参加する者は、この要領のほか条件規定書（以下「実施要領等」という。）の定めに従うものとする。

1 事業概要

(1) 事業名

南部下水終末処理場消化ガス発電事業

(2) 目的

本事業は、下水処理の過程で発生する消化ガスの有効活用を図るとともに、環境負荷の低減や電力の地産地消を促進するため、国の再生可能エネルギーに係る支援制度（F I P制度）を活用し、処理場内において消化ガスを燃料とする民設民営による発電事業を行うものである。

(3) 事業対象箇所

施設名：南部下水終末処理場汚泥処理施設

所在地：北海道函館市日乃出町26番8号および金堀町2番先

(4) 事業内容

事業スキームは以下のとおりである。（条件規定書図1-1事業スキーム参照）

ア 企業局は、南部下水終末処理場汚泥処理施設（以下「汚泥処理施設」という。）で発生する消化ガスを事業者に売却する。

イ 事業者は、汚泥処理施設内に消化ガス発電施設を建設し消化ガスを利用して発電を行う。

ウ 事業者は、再生可能エネルギーF I P制度（以下「F I P制度」という。）を活用して小売電気事業者等へ電力を売却する。

エ 本事業の詳細は、実施要領等を参照すること。

(5) 事業範囲

事業者の事業範囲は、次のとおりとする。

ア 事業の開始手続き

事業者は、送配電事業者との接続契約、経済産業省からのF I P制度事業計画認定、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の

手続きを、事業開始までに完了する。手続きにかかる費用は、すべて事業者の負担とする。

イ 消化ガス発電施設の設計・建設および維持管理・運営

事業者は、自らの責任と費用負担において、実施要領等を満たす消化ガス発電施設の設計・建設および当該施設の維持管理・運営を企業局の承諾または確認を得て行う。

ウ 消化ガスの買取り

事業者は、事業期間中、事業者が企画提案する買取価格にて企業局より消化ガスを買取ることとする。

エ 電力の地産地消の促進

本事業により発電された電力は、電力の地産地消を促進するため、函館市内において消費することができることとし、電力の売却先およびその取扱いは条件規定書 3-2-1(5)に定めるとおりとする。

オ 事業終了後の消化ガス発電施設の撤去

事業者は、事業期間終了後、すみやかに自らの責任と費用負担において、消化ガス発電施設の撤去を行うこととする。ただし、企業局の承諾を得た場合はこの限りではない。

カ その他

上記アからオに掲げるもののほか、ここに定めのないものについては、必要に応じて企業局と事業者が別途協議して定めるものとする。

(6) 事業の期間

ア 事業計画認定等^{※1}：基本協定締結の日以降

イ 設計・建設

事業契約締結の日から令和11年3月31日^{※2}まで

ウ 維持管理・運営

令和11年4月1日から令和26年3月31日まで^{※3}

エ 設備機器撤去

維持管理・運営期間終了の翌日から撤去の完了する日まで（6か月以内）

※1 事業計画認定等とは送配電事業者との接続契約および経済産業省による事業計画認定に必要な期間のことをいう。

※2 設計・建設期間の末日を表している。

※3 事業者は企業局から承諾を得た場合、維持管理・運営の開始時期を早めることができるものとする。ただし、その間のリスクの一切は事業者が負うものとする。また、汚泥処理施設における運用状況等により、維持管理・運営期間の延長が可能になった場合は、FIP制度の供給促進交付金の交付期間内に限り延長することができるものとする。ただし、延長に際しては、消化ガス買取価格の増額を含む維持管理・運営期間の延長に関する必要事項を企業局と協議し合意を得るものとする。

(7) 事業の開始

事業者は企業局と基本協定締結後、送配電事業者との接続契約締結、経済産業省からの事業計画認定、企業局との事業契約締結を経て本事業を開始するものとする。

(8) 事業者の収入

事業者は、自ら整備した消化ガス発電施設を用いて発電を行い、その発電電力の売却代金を収入とする。

(9) 消化ガス買取代金の支払い

事業者は消化ガスの買取代金を企業局に支払う。

(10) 消化ガス買取価格

事業者が提案する消化ガス買取価格は、消化ガス買取単価(円/Nm³)×年間買取予定量(Nm³/年)による価格(消費税等は含まない)とする。

ア 消化ガス買取単価

消化ガスは有償であり、買取単価(円/Nm³)は小数点第2位(消費税等は含まない)まで表示すること。

イ 年間買取予定量

消化ガスの年間買取予定量は、条件規定書 2-2-2(1)①による。

(11) 事業用地の土地使用料の支払い

事業者は、汚泥処理施設内の土地を使用するため「函館市企業局行政財産目的外使用料等規程(平成23年4月1日企業局規程第34号)」に定める土地使用料を企業局に支払うこととする。(土地使用料の算定方法は条件規定書 3-1-1 参照)

(12) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、法律、政令、省令、条例および規則等を遵守すること。(関係法令等は条件規定書 1-10 参照)

(13) リスク分担

本事業に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、企業局が責任を負うべき合理的な理由がある事項についてはこの限りではない。事業者と企業局のリスク分担については、別紙リスク分担表のとおりとする。

(14) 事業担当

函館市企業局上下水道部終末処理場

〒042-0944 函館市金堀町10番2号 南部下水終末処理場

電話 0138-52-6520

F A X 0138-52-6538

e-mail shumatsu@city.hakodate.hokkaido.jp

2 参加資格要件等

(1) 参加資格

プロポーザルへの参加資格は、函館市競争入札参加有資格者として、電気工事または機械器具設置工事の業種に登録されていること。

(2) 参加条件

参加申込書の受付期限日において次の条件を満たすこと。

ア すべての参加者に対する条件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ② 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）による指名停止を受けていないこと。
- ③ 函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 特定関係にある者同士の入札参加制限基準（平成 25 年 4 月 1 日施行）による入札参加制限に、該当しないこと。
- ⑦ 2 者による共同企業体または単体企業で施工すること。なお、本事業に係る共同企業体の構成員は、単独企業で参加することができないこと。
- ⑧ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく「電気工事業」または「機械器具設置工事業」の特定建設業許可を有すること。
- ⑨ 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

イ 共同企業体の構成員

① 代表構成員に対する条件

- (ア) 平成 22 年度以降に元請として完成した日本国内の下水処理場における消化ガス発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模が 350 kW 以上の設備を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が他の構成員より出資比率が高い工事に限る）を有すること。

(イ) 他の構成員より出資比率が高いこと。

- (ウ) 本事業に係る他の共同企業体の構成員となることができないこと。

② 他の構成員に対する条件

(ア) 平成22年度以降に元請として完成した日本国内の下水処理場内の電気工事または機械器具設置工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が他の構成員より出資比率が高い工事に限る。）を有すること。

(イ) 本事業に係る他の共同企業体の構成員となることができないこと。

ウ 単体企業の参加者に対する条件
前項イ①(ア)のとおりとする。

3 参加の手続き等

(1) 事業者の募集・基本協定の締結スケジュール

事業者の募集開始から基本協定の締結までは、表3-1のスケジュールにより行う予定である。ただし、函館市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）を除いた日とする。

(2) 現地確認

現地確認を希望する者は、次のとおり現地確認を求めることができる。

ア 確認期間

公告日から令和7年10月28日（火）までの午前9時から午後5時までとする。（休日等を除く。）現地確認の申し込みは希望日の2日前までに申し込むこと。

イ 提出先

1(14)に同じ

ウ 提出書類

別紙「様式第10号」のとおりとする。

エ 提出方法

電子メールによる。その際、電子メールを送信したことを必ず連絡すること。

(3) 参加申込書の提出等

参加希望者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年10月28日（火）午後5時まで（休日等を除く。）

イ 提出先

1(14)に同じ

ウ 提出書類

提出書類は、表3-2に示すものをA4版ファイルに綴じて提出することとし、ファイルの表紙と背表紙に商号または名称および「南下水終末処理場消化ガス発電事業参加申込書」と記入すること。

エ 提出方法

① 上記ウの提出書類（添付書類を含む全て。）をA4サイズの

紙（A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可）に印刷し、持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は受付期間必着のこと。

② 提出部数

正本1部，副本3部（正本を複写したものを可とする。）

オ 注意事項

① 参加申込書の作成および提出に係る費用は，全て参加希望者の負担とする。

② 参加申込書の提出以降において参加を辞退する場合は，参加申込書の受付期限までに参加辞退届（様式第13号）を上記イの担当部課へ提出すること。

(4) 参加資格の確認結果の通知等

確認結果は，次の区分に従い申込者に通知する。

ア プロポーザルの参加資格を満たした者には，参加資格確認結果通知書の送付と併せて企画提案書の提出を要請する。

イ 参加資格を満たさない者には，満たさない理由を付した，参加資格確認結果通知書を送付する。

① 参加資格を満たさなかった理由の説明

参加資格を満たさなかった者は，前号の通知に付されたその理由の説明を，次に定めるところにより函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に書面により求めることができる。

(ア) 提出期間

前号の通知があった日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内

(イ) 提出先

1(14)に同じ

(ウ) その他

書面（様式は自由）の提出は，持参によることとし，その他の方法による提出は認めない。

② 管理者は，前号の説明を求められたときは，その求めがあった日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

(5) 実施要領等および現地確認に関する質問および回答

実施要領等に関する質問がある場合には，次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月12日（水）の午後5時までとする。

イ 提出先

1(14)に同じ

ウ 提出書類

別紙「様式第9号」のとおりとする。

エ 提出方法

電子メールによる。その際、電子メールを送信したことを必ず連絡すること。

オ 回答方法

函館市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時まで（休日等を除く。）

イ 提出先

1(14)に同じ

ウ 提出書類

企画提案書の内容については、表3-3の審査項目とし、企画提案書の表紙と背表紙に「南部下水終末処理場消化ガス発電事業企画提案書」と記入すること。なお、添付資料については、枚数に制限を設けないものとする。

エ 提出方法

① 提出書類（添付書類を含む全て。）をA4サイズの紙（A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可）に印刷し、持参（休日等を除く。）または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とする。郵送の場合は受付期間必着のこと。

② 提出部数

正本1部

副本10部

オ 注意事項

① 企画提案書の作成および提出に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。

② 参加資格の確認結果の通知受領以降において参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限令和7年12月5日（金）までに、参加辞退届（様式第13号）を提出すること。

③ 企画提案書提出後は、撤回や差替えは認めない。

④ 提出期間終了後の提出は一切受け
ない。

⑤ 提出期間内に企画提案書を提出しなかった者は失格とする。

カ 企画提案書作成要領

① 企画提案書の表紙には企画提案書（正本）（様式第11号）および企画提案書（副本）（様式第12号）を使用すること。

② 企画提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、正本1部、副本10

部を提出すること。(A3判折込み挿入は可)また、企画提案書のPDFファイルを記録した電子記憶媒体3部を提出すること。

- ③ 各様式一枚目にインデックスを付し、様式ごとに頁(例:「様式第・号」など)を記入すること。
- ④ 企画提案者名は企画提案書(正本)(様式第11号)のみに記入し、企画提案書(副本)(様式第12号)には企画提案者や企画提案者を連想させるロゴマーク等は記載しないこと。
- ⑤ 提出期限以降の企画提案書の修正は認めない。
- ⑥ 企画提案書の内容が不明確な場合には、企業局から追加資料の提出を依頼することがある。その際、企業局が指示する提出期限までに追加資料の提出を行うこと。
- ⑦ 企画提案書作成要領に基づかない企画提案書は、評価の対象としない。

(7) 企画提案書の著作権等の取扱い

- ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、企業局が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合には無償で使用できる。
- イ 企業局は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。
- ウ 企業局は、企画提案者から提出された企画提案書について、函館市情報公開条例(平成13年3月28日条例第7号)の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

(8) 参加申込にあたっての留意事項

- ア 参加希望者は、実施要領等に記載された内容を承諾のうえ、参加申込すること。
- イ 参加希望者は「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」(平成22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、企業局は契約の解除等の措置をとることがある。
- ウ 提出書類の取扱い
 - ① 企画提案書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った企画提案者が負う。
 - ② 提出された書類は返還しない。
 - ③ 提出された書類は、企画提案者に無断でプロポーザル以外の用に使用しない。
- エ 企画提案者が提出できる企画提案書は1つのみとする。

(9) 企業局の提供する資料の取扱い

参加希望者（参加を辞退した者を含む。）は、企業局が提供する資料を、本事業の参加にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(11) プロポーザルの中止

天災地変等やむを得ない理由により募集または公募の執行ができないときは，これを延期し，または中止する場合がある。

参加希望者による，不正不穩行動等により募集または公募を公正に執行できないと認められるときは，募集または公募の執行を延期し，または取りやめることがある。なお，当該取りやめ等の場合において，書類作成等のために参加者が費やした費用は，全て参加希望者の負担とする。

表 3-1 基本協定の締結までのスケジュール

	内 容	日 付
1	公告および実施要領等の公表	令和7年10月1日(水)
2	現地確認	令和7年10月28日(火)まで
3	参加申込書の提出期限	令和7年10月28日(火)まで
4	参加資格の確認結果の通知	令和7年11月5日(水)まで
5	実施要領等および現地確認に関する質問の提出期限 (回答は函館市公式サイトにて随時公表)	令和7年11月12日(水)まで
6	企画提案書の提出期限	令和7年12月5日(金)まで
7	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年1月中旬
8	最適提案者の決定および通知	令和8年1月中旬
9	詳細協議	令和8年1月下旬
10	基本協定の締結	令和8年1月下旬

注) 書類等の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。

表3-2 参加申込書の提出書類一覧

	提出書類	指定様式	提出	
			単体企業	共同企業体
1	提出書類確認表	様式第1号	要	要
2	参加申込書（単体企業用）	様式第2号	要	—
3	参加申込書（共同企業体用）	様式第3号	—	要
4	会社概要書	様式第4号	要	要
5	交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）	—	要	要
6	直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）	—	要	要
7	交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）[納税義務がある場合]	—	要	要
8	交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）	—	要	要
9	施工実績調書	様式第5号	要	要
10	共同企業体結成届	様式第6号	—	要
11	委任状	様式第7号	—	要
12	使用印鑑届	様式第8号	—	要

注1) 提出前に必ず「提出書類確認表」によりチェックすること。

注2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。

注3) 提出書類は、情報公開請求の公開対象となる。

表 3-3 審査項目一覧表

審査項目		配点
安定的な事業運営に関する項目		
自己資本比率が適正であるか	①	5
経常利益が黒字の期間があるか	②	5
消化ガス発電設備（施設）を元請けとして施工した実績数	③	10
消化ガス発電による F I T または F I P の実績数	④	5
事業実施に関する項目		
消化ガス利用可能量に対する設備容量，構成の考え方および設計着手からの実施工程等が適切であるか	⑤	20
発電設備の緊急時の対応や故障の未然防止等に係る維持管理体制が適切であり，長期にわたる事業実施に備えたリスク管理がなされているか	⑥	20
騒音規制を遵守するための対応が適切であるか	⑦	5
社会的要請に関する項目		
地域雇用など地域への貢献につながる提案があるか	⑧	10
経済性に関する項目		
消化ガスの年間買取予定量 [Nm ³]	⑨	10
消化ガスの予定買取価格 買取価格 = 買取単価 [円/Nm ³] × 年間買取予定量 [Nm ³]	⑩	10
合計		100

審査項目ごとに，各委員（5名）の評価点を加算し，5で除した点数を，その審査項目の評価点とする。

評価点の合計が最も高く，70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお，該当者が2者以上あったときは，次の項目を順に判定し最適提案者の選定を行い，次に評価点が高い者を次点提案者とする。

- (1) 事業実施に関する項目（⑤～⑦）の評価点の合計点が高い者
- (2) 安定的な事業運営に関する項目（①～④）の評価点の合計点が高い者
- (3) 経済性に関する項目（⑨～⑩）の評価点の合計点が高い者
- (4) 社会的要請に関する項目（⑧）の評価点の合計点が高い者

委員の①～⑧の審査項目評価方法は次のとおり。

- ・ 良好 配点×1.0
- ・ 普通 配点×0.6
- ・ 不十分，提案無，評価不能など 配点×0

委員の⑨の評価方法は次のとおり。

- ・ 配点×（各提案者の提案買取可能量／最高提案買取可能量）
- なお，小数第2位を四捨五入するものとする。

委員の⑩の評価方法は次のとおり。

- ・ 配点×（各提案者の提案予定買取価格／最高提案予定買取価格）
- なお，小数第2位を四捨五入するものとする。

4 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、5名で構成された南部下水終末処理場消化ガス発電事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

企画提案の内容について、書類審査およびヒアリング審査を実施し、評価基準に基づき評価する方法とする。

ア 書類審査

企画提案書により企画提案の内容について審査する。

イ プレゼンテーション、ヒアリング審査

① 企画提案者ごと対面によりプレゼンテーションを実施し、その後、企画提案の内容について、質疑応答を行うものとする。

② ヒアリング審査に当たっては次のとおりとする。

(ア) 企画提案者1者ずつの呼び込み方式とする。

(イ) 追加資料の配付は禁止する。

(ウ) 出席者は、プレゼンテーション等の補助者を含めて3名以内とする。

(エ) 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

ウ 実施時期

令和8年1月中旬

詳細については、参加資格者に対し後日通知する。

エ プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 評価基準

表3-3 審査項目一覧表のとおりとする。

5 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く、70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、次の項目を順に判定し最適提案者の選定を行い、次に評価点が高い者を次点提案者とする。すべての企画提案者の評価点の合計が70点に達しない場合は、最適提案者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。

(1) 事業実施に関する項目（⑤～⑦）の評価点の合計点が高い者

(2) 安定的な事業運営に関する項目（①～④）の評価点の合計点が高い者

(3) 経済性に関する項目（⑨～⑩）の評価点の合計点が高い者

(4) 社会的要請に関する項目（⑧）の評価点の合計点が高い者

6 審査結果の通知および公表

(1) 企業局は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を事業候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・事業候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

(2) 企画提案者への審査結果通知後、函館市公式サイトにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・事業候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
※事業候補者以外の企画提案者名は表示しない。
企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。
- ・事業候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属職氏名

7 基本協定の締結

企業局と事業候補者は、企画提案書の内容を前提とした本事業に係る契約（以下「契約」という。）の締結等に向けた基本協定を締結し、両者の義務について規定するとともに、本事業の円滑な実施に必要な諸手続きを定める。

基本協定では、原則下記の項目について規定する。

- 事業期間（設計・施工期間,維持管理・運営期間,設備機器撤去期間）
- 消化ガスの売却（事業契約においての売却量および契約単価の取扱い）
- 当事者の責務（事業実施,基本協定の解除）
- 基本的合意（企画提案の内容遵守）
- 契約締結の不調（発注者と受注者の債権債務関係の確認）
- 基本協定の有効期間（本協定の始期および終期の設定）
- 債務不履行等（損害を与えた場合の損害賠償）
- 責任分担（リスク分担表）

8 次点提案者との協議

(1) 事業候補者と基本協定が成立しない場合

企業局は、事業候補者と基本協定の内容に関する協議が成立しない場合、次点提案者を事業候補者とみなして協議を行うことがある。

(2) 基本協定の締結までに事業候補者が参加資格を欠くに至った場合

基本協定の締結までに事業候補者が前記2(2)参加条件で定める要件を欠くに至った場合は、次点提案者を事業候補者とみなして協議を行うことがある。

9 事業契約の締結

(1) 事業候補者と事業契約が成立しない場合

事業候補者が送配電事業者と接続契約を締結し、経済産業省から事業計画認定通知を受領した後に、企業局は事業候補者と契約を締結する。なお、系統の空き容量が無い等、送配電事業者の事情により接続契約ができない場合は、事業契約の締結を延期し、または取りやめることがある。この際、事業候補者がその時点まで費やした費用はすべて事業候補者の負担とする。

(2) 事業契約書の作成

企業局と事業候補者は、本事業に係る事業契約書を作成するものとする。事業契約書の作成においては、企業局が作成する本事業に係る事業契約書（案）に基づき、企業局と事業候補者間で協議を行うものとする。

(3) 事業契約内容

企業局と事業候補者は、本事業に係る事業契約の締結に向け、両者の義務について規定するとともに、事業の円滑な実施に必要な諸手続を定める。

事業契約では、少なくとも下記の項目 について規定する。

- 契約期間(期間の設定)
- 契約単価(単価の設定)
- 請求および支払い（支払い方法、消化ガス年間最低買取量に達しない場合の取り扱いについて）
- 損害賠償責任（損害を与えたときの賠償について）

(4) 事業契約内容

事業契約書の検討に係る事業候補者側の弁護士費用および印紙代等，事業契約書の作成等に要する費用は，事業者の負担とする。

(5) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

別紙 リスク分担表

以下に示す表のリスク負担者のうち、○は主分担、△は副分担を表しているが、副分担の負担範囲・負担方法については、企業局と事業者が協議を行って決定する。

(1) 事業者特定段階

リスク種類	概要	負担者	
		企業局	事業者
実施要領等リスク	募集内容の誤りに関するもの	○	
	企業局の責めに帰すべき事由による内容の変更	○	
契約不成立リスク	企業局の責めに帰すべき事由により、事業候補者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる等	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、事業候補者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる等		○

(2) 共通段階

リスク種類	概要	負担者		
		企業局	事業者	
政策関連 リスク	法令変更 リスク	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	△	○
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	税制リスク	法人税等(法人の利益にかかる税含む)の変更に関するもの		○
		消費税等の変更に関するもの		○
		土地所有に関する新税	○	
		施設や建物所有に関する新税		○
	その他新税に関するもの	△注1	○	
施策リスク	企業局のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○		
社会リスク	住民対応	施設・設備設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	△注2	○
		建設・維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	△注2	○
	環境保全	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償 リスク	企業局の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた損害に関するもの	○	
		事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた損害に関するもの		○
不可抗力(天災等)により第三者に与えた損害	△	○		
経済リスク	物価リスク	インフレ・デフレに関するもの		○
	金利リスク	金利の変動に関するもの		○
債務不履行 リスク	制度適用 リスク	F I P制度の適用を受けられなかった場合		○
	契約解除 リスク	事業者の債務不履行によるもの		○注3
		企業局の債務不履行によるもの	○	
不可抗力 リスク	不可抗力リスク 不可抗力(天災等)による設計変更・中止・延期	△注4	○	

注1：企業局が負担すべき税に関しては、企業局が負担する。

注2：必要に応じて住民等の対応窓口は企業局にて行う。

注3：F I P制度認定期間中に事業者の都合により事業を中止し、契約を解除する場合、発電設備の譲渡および設備設置者の地位の継承等について企業局と協議する。

注4：企業局がリスクを負担する方法は、消化ガス買取単価の調整による。

(3) 施設計画・設計段階

リスク種類		概要	負担者	
			企業局	事業者
計画・設計 リスク	公開資料 リスク	企業局による公開資料の誤り等に関するもの	○	
	事前調査 リスク	事業者による独自調査および調査の必要性の判断に関するもの		○
	設計リスク	企業局の提示条件，指示の変更による設計変更(事業者の不備を除く)	○	
事業者からの請負業者への指示，判断の不備による設計変更			○	

(4) 施設建設段階

リスク種類		概要	負担者	
			企業局	事業者
建設リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延し，完工しないリスク		○
		企業局の要求による設計変更により遅延する，または完工しないリスク(事業者の不備を除く)	○	
	施工管理リスク	施工管理リスクに関するリスク		○
	コスト・オーバー ラン・リスク	企業局の指示による工事費の増大・予算超過(事業者の不備を除く)	○	
		上記以外の工事費の増大・予算超過		○
		事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加		○
性能リスク	規定条件不適合		○	
施設・設備損傷 リスク	使用前に工事目的物，関連工事に関して生じた損害		○	

(5) 維持管理・運営段階

リスク種類		概要	負担者	
			企業局	事業者
性能リスク	規定条件不適合		○	
維持管理・運営コストリスク	企業局の責めに帰すべき事由による事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大	○		
	上記以外の維持管理・運営費の増大		○	
施設・設備損傷リスク	劣化による施設・設備の損傷		○	
	事故・火災に伴う施設・設備の損傷		○	
消化ガス性状変動リスク 注5	企業局の事由によるもの	○		
	事業者の事由によるもの		○	

注5：消化ガス性状が条件規定書に記載された過去実績値に対して大幅な増減が生じた場合，消化ガス買取価格は協議により見直すことができる。

(6) 施設撤去段階

リスク種類		概要	負担者	
			企業局	事業者
撤去リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延し，完工しないリスク		○
		企業局の要求による設計変更により遅延する，または完工しないリスク(事業者の不備を除く)	○	
	施工管理リスク	施工監理に関するリスク		○
	コスト・オーバー ラン・リスク	企業局の指示による工事費の増大・予算超過(事業者の不備を除く)	○	
上記以外の工事費の増大・予算超過			○	